

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「内部統制」、「リスク管理」、「コンプライアンス」、「開示情報統制」が十分に機能したコーポレート・ガバナンス体制を構築することが経営上の重要な課題と認識しております。また、株主を始めとする全てのステークホルダー及び社会からの信頼を確保することが企業価値の向上につながると思え、公正性・効率性を追求しながら、健全で透明性のある経営に努めるとともにアカウンタビリティ（説明責任）を果たしてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木下 勝寿	3,032,700	54.97
木下 浩子	173,200	3.14
松井証券株式会社	168,200	3.05
井上 裕太	150,000	2.72
鈴木 拓也	139,300	2.52
須田 忠雄	137,200	2.49
黒川 哲美	68,000	1.23
堀川 麻子	49,200	0.89
落田 徹	41,900	0.76
高橋 正雄	41,700	0.76

支配株主（親会社を除く）の有無	木下 勝寿
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は2015年2月28日時点の情報に基づきます。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、札幌 既存市場
決算期	2 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長である木下勝寿は、当社株式の過半数を有しており支配株主に該当いたします。支配株主との取引等を行う場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、支配株主以外の株主の利益が害されないよう考慮することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
徳丸 博之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳丸 博之	○	株式会社につこう社 代表取締役社長	同氏は、株式会社につこう社の経営に携われ、その実績・見識により、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待して選任しております。徳丸氏は当社との関係において、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査と監査役監査の連携につきましては、監査役会において年度の監査計画策定に関する意見交換および期中監査上の指摘事項、改善状況ならびに内部統制システム構築運用等について、相互に定期報告することで情報の共有化と助言等を行っております。
会計監査人との連携につきましては、四半期毎に会計監査人による期中の会計監査の結果について報告を受け、その適正性について検証し必要な意見・情報交換を行っております。監査役会は、これからも会計監査人および内部監査担当者との緊密な情報交換を実施して、適切な三様監査を実現するべく相互の連携を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
布田 三宥	他の会社の出身者													
久保田 廣	他の会社の出身者													
甚野 章吾	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
布田 三宥		—	上場会社での監査役としての経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社監査体制の強化に活かしていただくため社外監査役に選任しております。
久保田 廣	○	—	同氏がこれまで培ってきた経験及び上場会社での監査役としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため社外監査役に選任しております。久保田氏は当社との関係において、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
甚野 章吾		—	同氏がこれまで培ってきた公認会計士及び税理士としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
該当項目に関する補足説明	

業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

取締役、監査役別に当期の支給額の総額を開示しております。
平成27年2月期 取締役4名に支払った報酬 118,440千円
平成27年2月期 監査役3名に支払った報酬 8,220千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬等につきましては、役員規程において、総額は株主総会で決議された年間報酬限度額(年額250百万円以内)の範囲内で決定し、各取締役の報酬額は、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役会決議により、決定することと定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、当社管理部において、随時対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (a)取締役会
取締役会は、定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の審議並びに決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として機動的な運用を行っております。取締役会における経営監視機能を充実するため、取締役会の構成は取締役総数4名のうち社外取締役が1名であり、社外取締役はEコマース事業に携わる企業経営者を配しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行っております。なお、当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。
- (b)監査役会
監査役会は、定例監査役会を毎月1回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催できる旨を定めております。当社の監査役会の構成は、監査役総数3名(常勤1名、非常勤2名)全員が社外監査役であり、取締役会には常に出席し、取締役会の運営及び取締役の業務執行状況を監査するとともに会計監査人・内部監査部門と連携を図り、有効かつ効率的な監査を実施しております。なお、当社の監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。また、常勤の監査役は、必要に応じて取締役会以外の重要な会議に出席し、業務の遂行状況を監査しております。
- (c)経営会議
経営会議は、経営方針に沿った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、更には事業計画、事業全体に係る方針や各部門において抱える課題で組織横断的に検討すべき事項を協議する機関として、原則月1回開催しております。経営会議メンバーは、代表取締役社長、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名する者をもって構成され、必要に応じて担当者を出席させ、意見等を述べる会議運営としております。
- (d)内部監査
経営の効率性、適法性、健全性の確保を目的に社内に代表取締役社長直属の内部監査室を置いております。内部監査の仕組みについては、内部監査人(1名)が監査役会や会計監査人と連携を取りながら、年間内部監査計画書により、各部門へのヒアリング、実地調査を行い、内部統制、コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。
- (e)会計監査人
当社は、清明監査法人を会計監査人に選任して監査契約を締結しており、会計処理や決算内容について監査を受けております。
業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 島貫 幸治
指定社員 業務執行社員 北倉 隆一
(注) 1. 継続監査年数については、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。
2. 同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社としております。また、社外取締役1名、社外監査役3名を選任することにより、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督を担保しております。さらに、代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置し、監査役との連携を密にすることで、内部牽制機能の向上に努めております。上記の体制によりガバナンスが十分に機能すると判断し、採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は2月決算であることから、株主総会の集中日開催については該当いたしません。
電磁的方法による議決権の行使	現在のところ該当はございませんが、将来的にインターネットによる議決権行使の導入を検討しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知及び株主総会決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	直接的に、個人投資家の皆様に対し会社の状況を説明するため、会社説明会を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料の他、会社説明会で使用した資料などを当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動は管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家のみなさまに「公正」かつ「タイムリー」に会社情報を提供するため、積極的なIR活動に取り組んでまいります。また、ステークホルダーの利益を尊重するとともに、すべてのステークホルダーに対して法令を遵守したうえでの公平かつ適時適切な情報開示を行うこととし、経営の透明性の実現に努めてまいります。
その他	＜女性の活躍の方針・取り組みについて＞ 当社は、女性の活躍促進に向けて、採用や昇格などあらゆる場面において、性別に区別なくそれぞれの実力や成果に応じた評価を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制に関しては、「内部統制システムの基本方針」を取締役会で定め、その整備を行っております。同方針において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として以下のことを定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。

クレド(Credo)とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語

2. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
3. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

2. 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。

2. 定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。

3. 取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。

2. 経営理念を基軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。

3. 取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。

4. 経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等に則り、業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理及び支援を行う。

また、当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を行う。

2. 当社グループの取締役等は、「関係会社管理規程」等に従い、子会社の業績及び営業等の状況について詳細な報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。

2. 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。

2. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。

3. 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の前払い又は償還等の請求をした時は、速やかにその当該費用又は債務を処理する。

4. 取締役会は「公益通報者保護規程」に従い、当該報告をした者(通報者)が不利な取扱いを受けないために適切な措置を講じるとともに、通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。

2. 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。

3. 監査役は、会計監査人と定期的な会合をもち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針としており、コンプライアンス・リスク管理体制の整備の一環と捉え体制を構築しております。これは、社会の要請「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について(日本証券業協会 平成19年7月30日・平成20年5月7日)」でもあり、反社会的勢力との関係断絶の大きな流れについて対応しない場合には、企業の存続に係るリスクに発展することを認識しているからです。このため当社では「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応マニュアル」等を整備し、社内リスク管理について、経営会議にて、その対策と対応策を決定しております。具体的には、役員、従業員及び取引先(新規・既存)の調査にあたっては、当該規程等のルールに基づいて、チェックリストによる調査や外部機関の情報等による調査を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

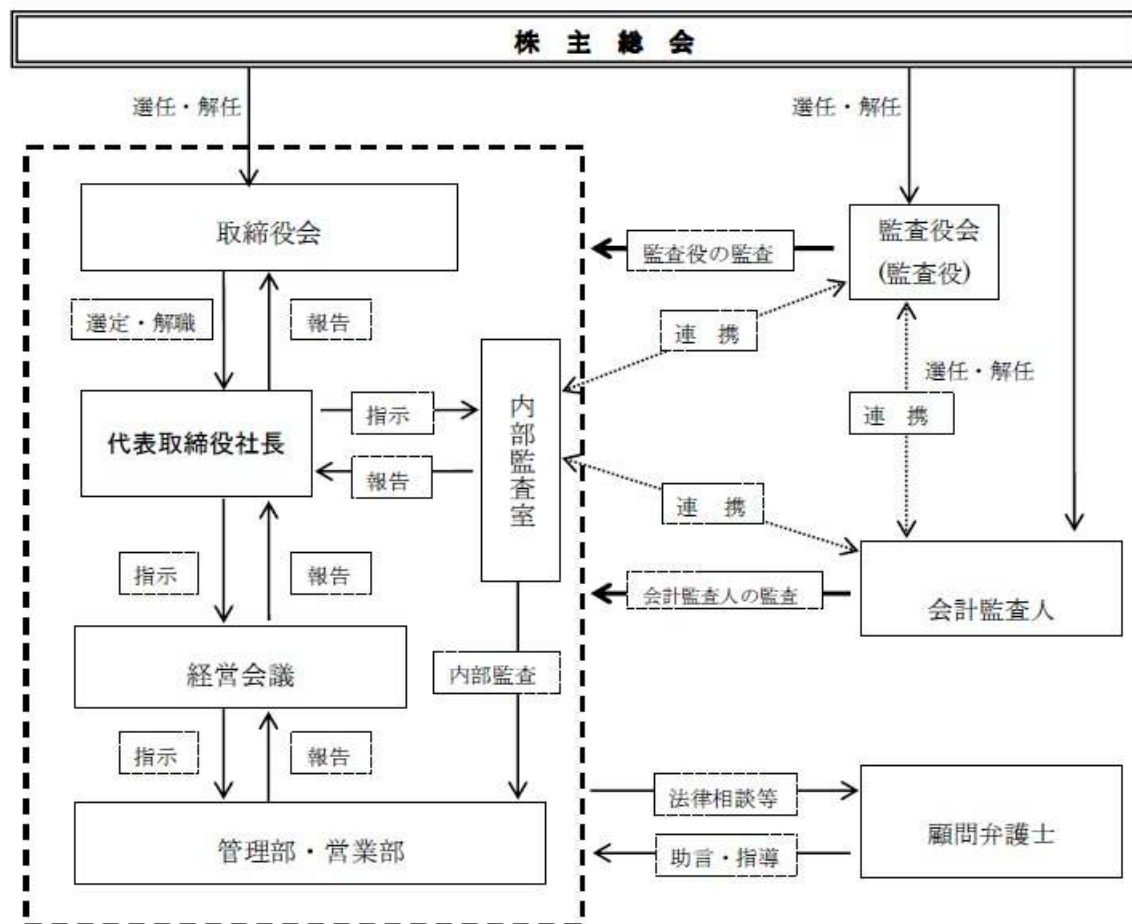
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ買収防衛策の導入はしておらず、また導入計画はありませんが、今後導入を検討する可能性があります。その必要が生じた際には、顧問弁護士等も交えて慎重に検討する他、事前に貴証券取引所ともご相談させていただきたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【(参考資料)会社の機関及び内部統制に関する概要図】



【(参考資料) 開示統制図】

